

巻頭言

“子どもにとっての最善の利益”をめぐる

自治医科大学看護学部

関 森 みゆき

『重篤な疾患を持つ新生児の家族と医療スタッフの話し合いのガイドライン』の完成から、2年が経過しました。その間も全国の新生児医療の現場では、多くの子どもたちが生まれ治療を受けています。『話し合いのガイドライン』の完成によって、それ以前よりも、誕生した子どもの生命権やその他の権利を守ることにについて、私たち医療者に課せられた責任を強く感じる機会が増えているのではないのでしょうか。子どもの治療に関する決定は、とかく医療者側の中で暗黙的に了解されていたパターンリズム、あるいは家族への一任となりがちであったと思います。1994年の「児童の権利に関する条約」の批准から10余年が経過してはおりましたが、ガイドラインの完成が未熟な子どもたちを一人の人格をもつ人間として捉え、子ども自身の問題として光が当てられる契機となったことは画期的なことであったと思います。話し合いによって出された結果だけに注目するのではなく、あくまでも話し合うというプロセスを重要視したことによって、子ども本人の存在に目が向けられるようになったことは言うまでもありません。

しかし、誕生直後から生命的な危機状態にある子どもと関わりをもつすべてのおとなが、それぞれの立場あるいは役割を背負いながら、その子どもの生と向かい合い、子どもの立場から考えるようになったことに喜びを感じる一方で、話し合いを続けることの難しさも感じております。

倫理原則の1つである“最善の利益”とは何か・・・。“子どもにとっての最善の利益”を考えるにあたっては、様々な要素が関わっていること、種々な見方や立場が存在するためどれが正解というものはありません。ましてや、私たちの目の前にいる子ども達は、まだ自分の意志を明確に表現することができません。このような子ども達の最善の利益を推し量りながら、治療に関する決定を下すことには非常に難しさが生じます。しかし、だからこそ、関係する人々が自分の意見を出し合い、考えていくことに大きな意味があると言えましょう。

今回は、このような話し合いのプロセスを経ることで得られた成果あるいは生じた課題など、学会員の方が日々感じておられる医療にまつわる倫理的な事柄が紹介されています。幼く未熟な子どもの生命や人生の尊さを再認識し、子どもたちが家族の中で慈しみ、守られながら育っていけるように、これからの新生児看護の姿勢を皆様とともに再考していきたいと思っています。